

安心安全な住みよいまちをめざして

平成20年度決算報告 一般会計歳出総額

89億9,573万5千円

平成20年度の一般会計および特別会計決算が、12月定例議会においてそれぞれ認定されました。一般会計の決算は、歳入95億1,247万6千円、歳出89億9,573万5千円で、差額5億1,674万1千円を平成21年度に繰り越しました。

町の財政状況

平成20年度決算統計をもとに、町の財政状況をお知らせします。

経常収支比率 89・5%
埼玉県平均 89・6%

人件費、扶助費、公債費などの毎年継続して固定的に支出される経費が、町税、地方交付税などの経常的な一般財源総額に占める割合を経常収支比率といえます。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を計る指標で、この数値が高いほど財政の弾力性がないことを示します。

町の比率は、前年と比較し、2・9ポイントの増加となりました。

公債費比率 11・6%
埼玉県平均 10・8%

町が借り入れたお金（地方債）の元金および利子の償還に必要な経費を公債費といいます。

公債費比率が高いほど公債費による財政圧力が強まり、その財政構造は、硬直化を示

すこととなります。

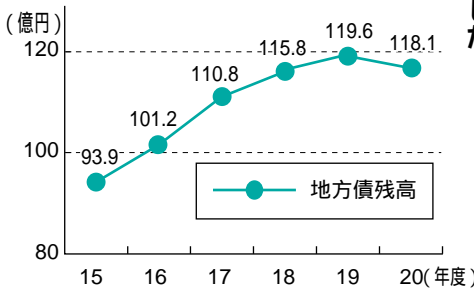
20年度については、繰上償還や借換等を実施しましたが、平成16年度に借り入れた臨時財政対策債などの償還が始まった影響を受け、前年度に比べ0・2ポイント増加しています。

町の借入金（地方債）残高 118億1千万円

町では、国が発行する赤字国債のような赤字補てんのため借入はできませんが、地方財政法の定めるところにより地方債として借入をすることができます。

20年度の地方債の発行額は、町道整備事業債、小学校整備事業債、臨時財政対策債等の発行を行ったものの、前年度に比べ3億6千万円の減となりました。

【地方債残高の推移】



平成20年度実施の主な事業

一般会計のお金の主な使いみちを紹介します (単位: 千円)

総務費

総合振興計画・後期基本計画策定事業	3,878
定額給付金給付事業	13,300
防犯のまちづくり推進事業	10,670

民生費

障害者自立支援サービス支給事業	130,106
乳幼児医療費支給事業	75,435
児童手当支給事業	404,504

商工費

商業活性化事業	12,790
中小企業振興資金あっせん事業	9,000

衛生費

妊婦健康診査事業	21,369
各種予防接種実施事業	56,222
ごみ収集運搬業務委託料	97,125

農林水産費

生産団体支援事業	1,151
用排水路維持管理・整備事業	5,393

土木費

町道整備事業	232,878
排水路整備事業	42,777
記念公園整備事業	39,142



消防費

消火栓設置事業	1,414
消防緊急車両（高規格救急車）購入事業	38,086



教育費

幼稚園振興補助事業	66,138
国際理解教育推進事業	5,261
小・中学校整備事業	190,722



会計別決算状況

(単位：千円)

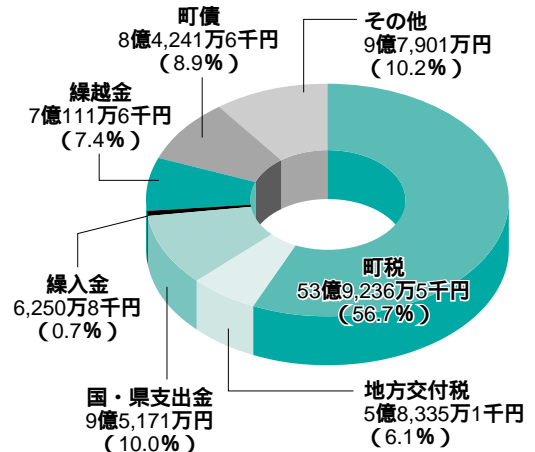
会計名	歳入	歳出	差引
一般会計	9,512,476	8,995,735	516,741
老人保健	223,033	210,169	12,864
国民健康保険特別会計	3,387,394	3,215,943	171,451
公共下水道事業特別会計	1,277,332	1,250,457	26,875
中部特定土地整理事業特別会計	440,645	430,172	10,473
介護保険特別会計	1,287,316	1,246,805	40,511
後期高齢者医療特別会計	183,318	182,653	665
合計	16,311,514	15,531,934	779,580

予算区分	収入	支出
水道事業	収益的	719,137
	資本的	236,137

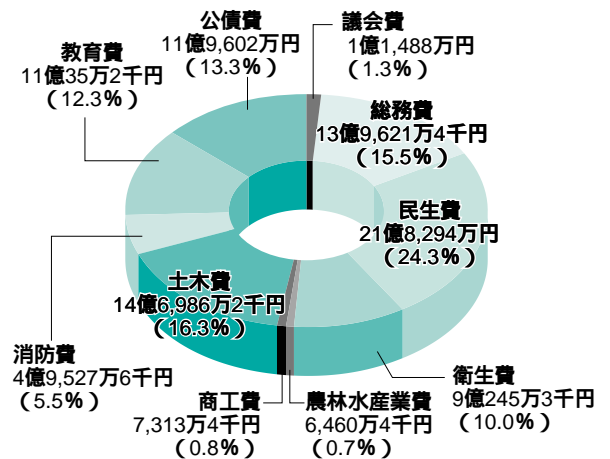
資本的収入額が、資本的支出額に不足する額210,133千円は、減債積立金および過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

収益的収支...水道水を供給するなどの営業面の収支
資本的収支...配水管の敷設などの改良事業面の収支

歳入 95億1,247万6千円



歳出 89億9,573万5千円



平成20年度決算における町の財政指標

地方公共団体の財政破たんを未然に防止するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されました。

これにより、地方公共団体は、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の4指標と、資金不足比率を監査委員の審査を受けたうえで、議会に報告し、公表することとしています。

平成20年度決算における町の健全化判断比率および資金不足比率は、右表のとおり、すべて基準を下回りました。

名称	伊奈町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	14.1	20.0
連結実質赤字比率	-	19.1	40.0
実質公債費比率	13.9	25.0	35.0
将来負担比率	145.5	350.0	
資金不足比率	-	経営健全化基準 20.0	

「-」の部分は、黒字を表します。

語句の説明

健全化判断比率とは、下記の から の各比率の総称です。

- 実質赤字比率**...一般会計等の赤字の程度を指標化したもの。
- 連結実質赤字比率**...すべての会計（特別会計や公営企業会計も含む）の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの。
- 実質公債費比率**...一般会計等が負担する借入金（地方債）の返済額やこれに準じるものの額の大きさを指標化したもの。財政負担の程度を示す。
- 将来負担比率**...一般会計等が借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の程度を指標化したもの。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。
- 資金不足比率**...公営企業（水道事業会計、公共下水道事業特別会計および中部特定土地整理事業特別会計）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもの。経営状況の深刻度を示す。

早期健全化基準

イエローカードというべきもの。上表 ~ の4つの指標のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政健全化計画を策定して、自主的な財政再建を目指すことになります。

財政再生基準

レッドカードというべきもの。上表 ~ の4つの指標のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政再生計画を策定し、国の監督下、早期健全化基準未滿となるまで財政健全化を目指すことになります。

経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、当該公営企業会計は、経営健全化基準を策定して、経営改善を目指すことになります。